

Q6-11 外国法人(本店)とその台湾支店における営利事業所得税の確定申告について教えてください。

外国法人(本店)とその台湾支店における営利事業所得税の確定申告について説明いたします。

1. 台湾支店の台湾での課税

外国法人の台湾支店は、台湾内において営利事業所得税等の各種税金に関連して、他の台湾企業と同様に単独で課税の対象となります。

2. 外国法人(本店)の台湾での課税

外国法人(本店)の各種商行為のうち、台湾源泉所得がある場合には、その台湾源泉所得は台湾にて課税対象となります。台湾支店が申告する際に本店名義での取引のうち台湾源泉所得部分はすべて合算して申告しなくてはなりません。

3. 課税方法

外国法人の台湾支店においては、他の台湾企業と同様に決算日後5ヶ月目(たとえば、12月決算の場合は翌年5月中)に実際の所得に応じて確定申告を行います。日本会社が海外支店を有する場合、その所得は日本本店の所得と合算され、日本で法人税が課されますが、台湾支店の所得に対して課された台湾での法人税は、一定の限度内で日本の法人税等から控除することができます(外国税額控除)。なお、台湾現地法人(子会社)の場合と異なり、課税済みの所得を本店に送金する際には、課税されません。